

1 妊娠したら



妊娠届・母子健康手帳 母子保健ガイド

妊娠された方が、妊娠届出書に必要事項を記入して届出をすると母子健康手帳と母子保健ガイドをお渡しします。

健康づくり課 TEL:21-0228

(若い世代からの健康づくり) プレコン・葉酸サプリ配布

生まれてくる赤ちゃんの健康を守るために、希望される方へ葉酸サプリメントをお渡しします。

健康づくり課 TEL:21-0228

産科初回医療費助成

妊娠が確定し、妊婦健診受診券をもらう前の自由診療に係る費用を助成します。

健康づくり課 TEL:21-0228

妊婦一般健康診査

別冊母子保健ガイドには、妊婦・乳児一般健康診査などの受診票が付いています。この受診票の利用により、医療機関での定期健診を市が助成します。受診票の利用ができない助産院、県外の医療機関での健診には、償還払いの制度があります。

健康づくり課 TEL:21-0228

妊婦歯科健診

妊娠中に1回お口の状態のチェックなどを無料で受けることができます。受診券は母子健康手帳と一緒にお渡しします。健診で当日治療となった場合は、医療保険での対応となります。

健康づくり課 TEL:21-0228

電子母子手帳「おやこ手帳」

「おやこ手帳」は母子健康手帳機能と子育て支援機能を組み合わせた母子健康手帳アプリです。高梁市からの子育てや健診に関する情報等もプッシュ通知等でお知らせします。

mila-e 予防接種・健診機能と合わせて利用することで、予防接種や乳幼児健診の記録が電子記録として記録されるものです。(対象年齢の人には、こども一人につき一つのQRコードを個別に案内をしています)

健康づくり課 TEL:21-0228

風しん予防接種費用助成

妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性及びその配偶者又は現在妊娠中の女性の配偶者で、風しん抗体検査が低い値の方が予防接種にかかった費用を一部助成します。申請書兼請求書、領収書(氏名、接種日、ワクチンの種類及び費用のわかるもの)、風しん、抗体検査結果の写しを添えて、接種日から1年以内に申請してください。

健康づくり課 TEL:21-0228

※助成限度額※
風しんワクチン 5,000円
麻しん風しん混合(MR) ワクチン 7,000円



ママ・サポート119 (妊婦事前登録制度)

市内の妊産婦の方が、出産予定日や母体の状況等の情報を事前に登録することで、緊急時に救急車を利用する際の119番通報や、かかりつけ医療機関への連絡が短縮でき、スムーズに搬送できる制度です。緊急の場合で、自家用車などの移動手段がない時に備え「ママ・サポート119」にご登録ください。

健康づくり課 TEL:21-0228

マタニティ・マーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。市では、母子健康手帳を交付する際に、マタニティキーホルダー等を配布しています。



健康づくり課 TEL:21-0228

ももっこアプリ

ももっこアプリは、岡山県在住の妊娠中の方や、18歳未満の児童を持つ家庭が利用できます。アプリを岡山県と連携した協賛店舗等に提示することで、割引やポイントの加算などができます。また、平成29年4月からは全国での利用が可能になりました。なお、令和6年1月14日までに交付されていたももっこカードは引き続きお使いいただけます。

岡山県子ども未来課
TEL:086-226-7347
こども未来課支援係
TEL:21-2666
または各地域局協働推進係
TEL (30p~参照)



妊婦宿泊費助成

妊婦が県内の分娩施設で出産する前に、分娩施設周辺の宿泊施設に待機する宿泊費用を一部助成します。

健康づくり課 TEL:21-0228

プレママ(妊婦)相談

妊娠中の健康について助産師や保健師による相談やおむつ交換・沐浴などの体験を行います。また、電話相談は随時行っています。

健康づくり課 TEL:21-0228

妊婦訪問

保健師が妊婦の家庭を訪問し、妊娠、出産、育児に関する相談や子育て情報の提供を行っています。

健康づくり課 TEL:21-0228

ママサポ保健師

妊娠中の健康管理や出産・育児に関する相談、心配事に電話で応じます。また、高梁市の母子保健サービスを紹介したり、出産後の育児環境を整えられるよう応援します。



健康づくり課 TEL:21-0228

妊活サポート助成金(不妊治療・不育治療対しての助成)

次の場合には、医療機関に支払った費用のうち、一部を市が助成します。ただし、文書料、部屋代、食事療養費など直接治療に関係ない費用は除きます。

(夫婦両者が、高梁市に1年以上住所があり、妻の年齢が43歳未満、市税の滞納がないことなどが対象の要件です。) その他、詳しいことは、お問い合わせください。

- 指定の医療機関において、体外受精又は顕微授精などの保険適用されている生殖補助医療を受けた場合
- 指定の医療機関において、不育症と診断されたことによる治療を受けた場合

健康づくり課 TEL:21-0228